

桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設局が発注する、桜島地域営繕工事における渡船料の算出等をするに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 桜島地域営繕工事における現場代理人等及び専門業者の移動及び資材等の運搬に対する渡船料の算出等を行い、工事価格の適正化と地場産業の育成を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場代理人等とは、鹿児島市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第10条第1項各号に規定する者。
- (2) 専門業者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事（建築一式工事を除く）を請け負う者をいう。
- (3) 渡船料とは、この要領に基づき鹿児島市一般旅客定期航路事業使用料条例（平成16年条例第123号。以下「条例」という。）に規定する船舶を利用する費用を算出して得た額をいう。
- (4) 旅客回数券とは、条例第4条第1項第2号に規定する額から消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税（地方消費税を含む。以下「消費税」という。）を減じた券片1枚当たりの金額をいう。
- (5) 自動車回数券（軽自動車）とは、条例第10条第1項第1号に規定する額から消費税を減じた券片1枚当たりの金額とし、当該金額が最小のものをいう。
- (6) 自動車回数券（普通自動車）とは、条例第10条第1項第2号に規定する額から消費税を減じた券片数1枚当たりの金額とし、当該金額が最小のものをいう。
- (7) 自動車回数券（その他の自動車）とは、条例第10条第1項第3号に規定する額から消費税を減じた車長ごとの券片1枚当たりの金額をいう。
- (8) 資材等とは、仮囲い、仮設材、鉄筋、型枠、鉄骨（以下「仮囲い等」という。）及び産業廃棄物をいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、建設局が発注する営繕工事で、桜島地域において実施する工事とする。

(実施方法)

第5条 実施方法は、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して渡船料算出等の協議をしたうえで取り組む方式）とする。

(1) 工事着手前

受注者は、契約後、施工計画書の提出前に渡船料算出等の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。

(2) 工事着手後

ア 受注者は、現場代理人等及び専門業者の出勤状況（工事日誌や出勤簿等）並びに移動及び資材等の運搬に係る乗船状況（回数券等の領収書の写し及び集計表等）が確認できる書類を翌月初め及び工事完成日に監督員へ提出する。

イ アの領収書は、あて名が受注者であるものに限る。

（渡船料の算出）

第6条 発注者は、移動に係る渡船料を前条第1項第2号及び次の各号に応じて算出する。

(1) 現場代理人等 自動車回数券（軽自動車）に2を乗じて得た額に出勤日数ごとに乗り合わせたとして算出して得た額。ただし、鹿児島市建設工事共同企業体取扱要領に基づく共同企業体の場合は、構成員ごとに乗り合わせとする。

(2) 専門業者 旅客回数券及び自動車回数券（軽自動車）に2を乗じて得た額を専門業者の種類及び出勤日ごとに乗り合わせたとして算出して得た額。

2 発注者は、資材等の運搬に対する渡船料を前条第1項第2号及び次の各号に応じて算出する。

(1) 仮囲い等

ア 運搬台数 公共建築工事積算基準及び公共建築工事積算研究会参考歩掛りに基づき積算して得た台数。

イ 渡船料 アで積算した車長に該当する自動車回数券（その他の自動車）に2を乗じて得た額にアを乗じて得た額。

(2) 産業廃棄物

ア 運搬台数 設計数量による台数。

イ 渡船料 アで積算した車長に該当する自動車回数券（軽自動車）、自動車回数券（普通自動車）及び自動車回数券（その他の自動車）に2を乗じて得た額にアを乗じて得た額。

3 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前3項に基づき算出した金額は、現場管理費への積み上げ事項とし、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和6年5月30日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。